

◎指定給水装置工事事業者の有効期限をご確認ください！

(令和7年6月1日現在)

下記に掲載のある事業者は、有効期限日が近づいているためお早めに更新の手続きをお願いします。

※今後市内で給水装置の工事・修繕の実施予定が無い事業者は更新の必要はございません。

※手続きを行わず失効となる場合は、同時に排水設備の指定も失効となります。

※失効となった場合は、新規に届出をすることで新たに指定事業者になることができます。(この場合指定番号の引継ぎはできません。)

指定番号	会社名	所在地	有効期限満了日
346	共立技研工業株式会社	札幌市北区百合が原1丁目2番1号	令和7年7月13日